

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－４ 監督当局間の連携</p> <p>(１) [略]</p> <p>(２) 管轄財務局長との連絡調整 <u>(削除)</u></p> <p>管轄する貸金業者に対して法第 24 条の 6 の 7 に基づく処分を行った場合は、速やかに、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）にその処分内容を連絡するものとする。</p>	<p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－４ 監督当局間の連携</p> <p>(１) [略]</p> <p>(２) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>① <u>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域に貸金業者の営業所等が所在する場合、法第 24 条の 6 の 2 に規定する届出書（施行規則第 26 条の 25 第 1 項第 3 号及び 4 号を除く。）の写しを当該営業所等の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</u></p> <p>② 管轄する貸金業者に対して法第 24 条の 6 の 7 に基づく処分を行った場合は、速やかに、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</p>